

「熊本市環境基本条例」の改正の基本的考え方について

1 はじめに

令和 2 年 10 月 21 日、熊本市長から本審議会に対し、近年顕在化している新たな環境課題への対応を図るための「熊本市環境基本条例」の改正における基本的考え方について諮問がなされ、以下のとおり 4 回にわたり審議を進めてきました。

その結果、次のとおり結論を得たため、ここに答申します。

2 審議経過

第 1 回 熊本市環境審議会

開催日時 令和 2 年 10 月 21 日（水）9 時 30 分から 11 時まで

諮 問 「熊本市環境基本条例」の改正の基本的考え方について

第 2 回 熊本市環境審議会

開催日時 令和 2 年 11 月 25 日（水）10 時から 11 時 40 分まで

審議事項 熊本市環境基本条例の改正について

審議内容 前回までの委員意見を基に、以下の項目ごとに意見聴取

- ① 前文
- ② 第 6 条関係（市の施策）
- ③ 第 11 条関係（指導等）
- ④ 第 12 条関係（あっせん、調停）
- ⑤ その他

第 3 回 熊本市環境審議会

開催日時 令和 3 年 3 月 31 日（水）10 時から●時まで

審議事項 熊本市環境基本条例の改正について

審議内容 前回までの委員意見を基に、改正案全体及び答申案について意見聴取

第 4 回 熊本市環境審議会

開催日時 令和 3 年 5 月●日（●） ●時から●時まで

答 申 「熊本市環境基本条例」の改正の基本的考え方について

3 改正にあたっての基本的な考え方

熊本市では、環境行政のよりどころとなる基本的施策を定め、これを総合的に推進することにより、市民生活における良好な環境の確保を図り、市民福祉の増進に寄与することを目的として、昭和 63 年 10 月 1 日に「熊本市環境基本条例」を制定した。

条例制定以降、熊本市では様々な形で環境保全に取り組んできたが、環境をめぐる世界情勢が大きく変化する中、環境法分野における基本法も公害対策基本法から環境基本法に変わった。地球温暖化、生物多様性の損失などの地球環境にかかわる問題が年々顕在化、深刻化し、更には近年、海洋プラスチック汚染といった新たな環境課題も発生している状況である。

このような中、熊本市は、令和元年7月「SDGs 未来都市」に選定されており、環境行政においても、SDGs の視点を踏まえ、これまでの自然・生活環境保全の取組に加え、新たな環境課題に対し、本格的に取り組んでいくことが必要である。

以上を踏まえ、新たな環境課題や「脱炭素社会」の実現に対応することを目的とし、条例を改正されたい。

4 見直しの内容

審議の結果、新たに追加すべき条文、または、現行条文の見直しについて、以下のとおり新たに追加すべき、あるいは、見直すべきという結論に至った。

(1) 新たに追加すべき条文（全面見直しを含む。）

ア 前文について

以下の視点を踏まえ、前文を全面的に見直されたい。

- ・現行条例の前文を読む限り、全体として時代背景に縛られた文意であり、部分的な補正では済まないという印象である。
- ・熊本の経済発展が熊本の環境を守るために必要という概念も必要である。
- ・経済、社会の発展のためには環境問題は絶対に避けられないという考え方を条例にどれだけ入れられるかが問われている。サステナビリティ条例として環境基本条例が持つ位置づけをもっと打ち出す必要がある。環境保全に加えた持続性の位置づけが重要である。
- ・脱炭素社会に関する事柄、SDGs に関する事柄について、多少なりとも記述することを検討いただきたい。
- ・市民全体で共有し自然との共存に取り組む、など一体感が欲しい。
- ・市民、業者が「やらされている」のではなく行動的に「こう実践して行く」という強い心構えと積極性が必要である。
- ・国際的な潮流についての記述が必要である。本条例については、理念的・普遍的な価値観を示すものであると同時に、10年スパンでの国際的な潮流や視点を盛り込んだものであってよいのではないか。
- ・地球の持続的発展が私達の生活を守り、経済の成長をもたらすことに繋がる。

イ 環境総合計画について

環境総合計画に関する根拠規定について、独立した規定を新たに設けられたい。

- ・第3条の責務規定から計画策定規定を分離して独立した規定を設ける事務局案のとおりとする。

ウ 環境影響評価について

環境影響評価に関する規定を新たに設けられたい。

- ・環境影響評価法第10条第4項（環境影響評価法施行令第11条参照）が規定する政令指定市について、地方自治法上の政令指定都市である熊本市だけが入っていない。政令指定都市として名乗りを上げ、熊本市内における環境影響評価対象事業に、熊本市が対処できるということが大事ではないか。
- ・環境アセスメントの視点追加について、福岡市環境基本条例第8条のように環境への配慮についても新しく追加してはどうか。

エ 環境教育について

環境教育の推進に関する規定を新たに設けられたい。

- ・「環境に配慮した活動を自ら実践できる」などの文言を入れてはどうか。

オ 市民等の参画及び協働について

市民、民間団体及び事業者等と連携して良好な環境の確保のための施策を進める「参画及び協働」に関する規定を新たに設けられたい。

- ・市民、民間団体及び事業者等を巻き込み、市民等に浸透できるような条例になる必要がある。そのためには、市民、民間団体及び事業者等並びに行政がこれまでよりも積極的に環境問題に取り組むという趣旨を条例に盛り込むべきである。

カ 条例の見直しについて

10年を超えない期間ごとに条例を見直す機会を設け、改正の必要性がある場合は適切な措置を講ずる旨の規定を新たに設けられたい。

- ・現条例は昭和63年に制定以降、本来であれば、平成5年の環境基本法制定、平成10年の地球温暖化対策の推進に関する法律制定等、国の施策が大幅な転換点を迎えた段階や、平成9年の地球温暖化防止京都会議や平成27年の持続可能な開発のための2030アジェンダの採択等、世界的に大きな転換点を迎え

た段階で、速やかに改正する必要があったと思われる。

- ・ 基本的な事柄を定めた条例であるため、改正を行わなくても市の施策等に直接的な影響は及ぼさないが、改正の必要性がある場合は先送りにすることなく改正できる体制を整えておくことが望ましい。

(2) 現行条文の見直しについて（※項や号の追加を含む）

ア 第1条（目的）

条文中の「市民生活における良好な環境の確保」の前に「現在及び将来の」を追加されたい。

- ・ 持続的発展が可能な社会の構築のためには、現代世代のみならず将来世代も含めた環境の保全が必要であるため、事務局案のとおりとする。

イ 第2条（定義）

条文中の「快適な生活を」の後に「持続的に」を追加されたい。

- ・ 良好な環境の定義については、SDGs の考え方を取り入れることが必要である。

「地球環境」を追加されたい。

- ・ 地球温暖化、近年の海洋プラスチック汚染等を踏まえ事務局案のとおりとする。

ウ 第3条（市の責務）

条文中の「総合的計画」を「総合的な施策」に見直されたい。

- ・ 必要な条文整備であるため、事務局案のとおりとする。

エ 第4条（事業者の責務）

条文中の「市の実施する施策に協力しなければならない」を「市の実施する施策に参画し、協働する責務を有する」に見直されたい。

- ・ 平成 21 年に制定された「熊本市自治基本条例」や平成 23 年に制定された「熊本市市民参画と協働の推進条例」では、市民等が積極的に市政やまちづくりに参画し、市民と市長等は協働して自主的、自律的に地方自治を進めるべきとされている。
- ・ 現条例では、施策に事業者や市民が協力すべきとの趣旨となっていることから、時代錯誤の感が否めない。自治基本条例等の趣旨を盛り込むべきである。

オ 第5条（市民の責務）

条文中の「市民」を「市民、並びに本市の区域内で活動する個人及び法人その他の団体（以下「市民等」という。）」に見直されたい。

また、前述オと同様、条文中の「市の実施する施策に協力しなければならない」を「市の実施する施策に参画し、協働する責務を有する」に見直されたい。

- ・ 現条例では「市民」となっているが、地域団体等がまちづくりに重要な一翼を担っている現状を踏まえるべきである。

カ 第6条（市の施策）

(ア) 第1号（生活環境の確保に関すること）

「公共施設の整備」を追加されたい。

- ・ 必要な条文整備であるため、事務局案のとおりとする。

(イ) 第2号（自然環境の確保に関すること）

「自然景観の保全」を追加されたい。

- ・ 必要な条文整備であるため、追加されたい。

条文中の「緑地の保全」を「森林及び緑地の保全」に、「地下水の保全」を「地下水、河川等の保全」に見直されたい。

- ・ 必要な条文整備であるため、事務局案のとおりとする。

(ウ) 第3号（文化的環境の確保に関すること）

条文中の「伝統的建造物の保存、名所、旧跡等の整備、歴史的景観の維持、文化財の保護」を「伝統的な建造物の保存及び文化財の保存並びにその活用、歴史的景観の維持向上、名所、旧跡等の整備」に見直されたい。

- ・ 必要な条文整備であるため、事務局案のとおりとする。

(エ) 第4号（自然共生社会の構築に関すること）

新たに自然共生社会の構築に関する規定を追加されたい。

- ・ 生物多様性の保全に関する規定は、循環型社会の構築と平仄を合わせるため、「生物多様性」の概念も含めた「自然共生社会」としてはどうか。また、熊本市生物多様性戦略に繋がるような文案が望ましい。

(オ) 第 5 号（循環型社会の構築に関すること）

新たに循環型社会の構築に関する規定を追加されたい。

- ・循環型社会の構築において、「廃棄物の発生抑制」及び「廃棄物の適正処理」は不可欠である。

(カ) 第 6 号（地球環境の保全に関すること）

新たに地球環境の保全に関する規定を追加されたい。

- ・前文で気候危機への対応について触れる以上、施策等の条項において、環境の保全だけでなく気候変動影響に対する適応についても記載すべきである。
- ・海洋プラスチック汚染は、現代において地球規模の重大な環境課題である。

キ 第 7 条（国等への措置要請）

広域的な連携・協力に関する規定を追加されたい。

- ・周辺市町村以外との連携も読めるよう配慮いただきたい。
- ・脱炭素社会の実現など、新たな環境問題を解決していくためには、県や県内市町村とも連携しながら進めていくことが効果的な場合もある。

国際協力に関する規定を追加されたい。

- ・事務局案のとおりとする。
- ・熊本市が国際都市の一員として協力に関わる必要があるため、事務局案のとおりとする。

ク 第 8 条（指導等）

削除されたい。

- ・環境基本条例の守備範囲は相当広範かつ曖昧であり、行政指導の根拠規定として適切でない。
- ・行政指導は個別の条例や事業で対応した方が良い。第 8 条を削除しても必要な範囲で行政指導を行うことは不可能ではない。

ケ 第9条（あっせん、調停）

新たにあっせん、調停の趣旨を明確化する規定を追加されたい。

- ・新たに追加する第3項、第4項については、よりスムーズに手続を実施し、合意を促進するために設けられた規定であることは理解できるため、事務局案のとおりとする。当事者にもこのような努力が求められることを手続の前に当事者に十分説明し、当事者の納得を得ていただきたい。

5 条例体系

変更後	変更前
前文	前文
第1条（目的）	第1条（目的）
第2条（定義）	第2条（定義）
第3条（市の責務）	第3条（市の責務）
第4条（事業者の責務）	第4条（事業者の責務）
第5条（市民等の責務）	第5条（市民の責務）
第6条（市の施策）	第6条（市の施策）
第7条（環境総合計画）	
第8条（環境影響評価の推進）	
第9条（環境教育）	
第10条（市民等の参画及び協働）	
第11条（国等との連携及び国際協力）	第7条（国等への措置要請）
	第8条（指導等）
第12条（あっせん、調停）	第9条（あっせん、調停）
第13条（審議会の設置）	第10条（審議会の設置）
第14条（条例の見直し）	
第15条（委任）	第11条（委任）

6 さいごに

熊本市は、この答申内容を基に条例改正を行うとともに、熊本市環境基本条例の理念の実現に向け、施策の推進に努めてください。